

中野区入札・契約制度改革基本方針に伴う取組みの推進について

1. はじめに

昨年12月に区長決定した「中野区入札・契約制度改革基本方針」に基づく、主な入札・契約改革の取組みについては、平成20年度4月以降、以下のとおり順次取組み、入札・契約事務のより高い透明性、公正性、効率性の確保を図ることとする。

2. 平成20年度4月からの取組み内容

(1) 総合的に優れた事業者を選定する入札方式（総合評価方式）の試行実施

総合評価方式については、以下の評価型区分により、平成20年度の上半期において、それぞれ区分毎に、2から3案件を業種単位（建築、土木、造園、電気・機械設備工事）から評価委員会において選定の上、試行的に実施し、その結果を評価・検証して、議会、事業者の意見を聞くこととする。

下半期については、評価・検証結果を踏まえ、同じく区分毎に、2から3案件を業種単位で選定・試行実施し、再度、その結果を評価・検証して、平成21年度から本格的に実施する。

① 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、企業の技術力及び信頼性・社会性を評価項目として、それらの評価点に当該入札者の入札価格から算出した価格点をもって総合的に評価するもの。

※ 概ね、2,000万円以下の建築工事、土木、造園工事、1,000万円以下の電気・機械設備工事

② 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特別簡易型の評価項目のほか、図面及び仕様書等に示した施工方法に基づいた簡易な施工計画をもって総合的に評価するもの。

※ 概ね、2,000万円以上の建築工事、土木、造園工事、1,000万円以上の電気・機械設備工事

③ 標準型

技術的工夫の余地が大きい工事で、簡易型の評価項目のほか、安全対策、交通・環境への影響の軽減並びに工期の短縮等の技術提案をもって総合的に評価するもの。

※ 簡易型による建築工事、土木、造園工事、電気・機械設備工事で、技術提案

を求める案件

④ 評価項目、評価基準

別紙、総合評価方式の概要参照

⑤ 学識経験者の意見聴取等

総合評価方式を実施するにあたり、次に掲げる事項その他必要な事項に関し、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

ア 総合評価方式を行おうとするとき。

イ 落札者決定基準を定めようとするとき。

ウ 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき。

なお、本年2月14日公布、3月1日に施行された地方自治法施行令の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令において、総合評価一般競争入札を行う場合における学識経験者の意見聴取手続きを簡素化し、落札者の決定基準を定めるときに学識経験者に意見を聞くこととされた。

(2) 一般委託契約案件

一般委託案件のうち、以下に定める案件については、企画提案型（プロポーザル）の事業者募集方式で事業者を選定する場合は、工事における総合評価方式に準じた評価・審査方式を導入し、価格及び技術、業務執行や業務管理能力が総合的に優れた事業者と契約することとする。

なお、その他の一般委託案件についても、今後、工事における総合評価方式に準じた評価・審査方式を導入することとするが、その方針は平成20年度中に策定することとする。

- ① まちづくりなどのコーディネート、調査委託契約
- ② 区立小中学校の給食調理業務委託
- ③ 保育園などの運営委託・民営化、区施設の指定管理業務委託契約
- ④ 区施設建築、改築に伴う業務支援、コンサルタント契約
- ⑤ 情報システムの開発関連業務委託契約

(3) 電子入札の導入

手続きの透明性、客観性、競争性の確保を図るため、平成20年度の下半期からすべての入札に電子入札を導入する。

(4) 工事請負契約における企画提案型設計・施行一括発注方式

企画提案型設計・施行一括発注方式については、今後、学校施設などの大規模施設の新築や改築、特殊な改修工事などに導入するが、その活用については基本計画策定の中で別途定める。

(5) マネジメント技術活用方式の活用

発注者（区）の補助者・代行者であるコンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ、発注者側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、法令順守などの各種マネジメント業務の全部または一部を行う方式については、今後、積極的に活用していく。

※ 別紙、コンストラクションマネージメント活用方針案参照

(6) 小規模契約の業者登録制度の導入

区が発注する工事等（修理・修繕）及び物品購入、委託契約等のうち「小額で内容が簡易な契約」を希望する小規模事業者を登録し、積極的に区の仕事の受注機会を提供し、区内産業の活性化を図る。

※ 別紙、「中野区小規模事業者登録制度の概要について」参照

3. 今後のスケジュール

| | |
|-------|---|
| 3月12日 | 総務委員会報告 |
| 3月下旬 | 総合評価方式による工事案件の選定 |
| 4月上旬 | 総合評価方式事業者説明、小規模事業者登録制度の周知、募集開始 職員向けマニュアル策定、研修 |
| 4月以降 | 総合評価方式の実施（各種工事、指定委託案件） |
| 6月 | 入札監視委員会設置、小規模事業者登録制度の事業開始 |
| 10月 | 電子入札の導入 |
| 11月 | 上半期実施の総合評価方式工事案件の評価・検証（事業者へのアンケート集計結果）、一般委託契約案件の総合評価方針案策定 |
| 12月 | 検証後の総合評価方式の実施 |
| 3月 | 下半期実施の総合評価方式工事案件の評価・検証、改善 一般委託契約案件の総合評価方針策定 |
| 4月 | 総合評価方式の本格実施、一般委託契約案件の総合評価方式導入 |

総合評価方式の概要について

2008.3.12/経営室契約担当

1. はじめに

中野区では、入札・契約事務のより高い透明性、公正性、効率性の確保を図るため、昨年の12月に「中野区入札・契約制度改革基本方針」を策定しました。

この基本方針は、総合的に優れた事業者を選定する入札方式としての総合評価方式を柱としています。

中野区では、この総合評価方式を平成20年度から順次導入して行く予定です。

2. 総合評価方式導入の目的

公共工事を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、価格と品質の両面で優れた工事であると同時に、環境や省資源の配慮、維持管理の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められています。

公共工事の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行されたことにより、中野区においても総合評価方式による入札・契約を促進し、発注者の責務を明確化、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図っていくことにしています。

3. 総合評価方式の適用

総合評価方式は、緊急性の高いもの、あるいは小規模で簡易な工事等で、その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、原則としてすべての工事において適用することとしています。

総合評価方式を適用しない工事

緊急性の高い工事……………災害復旧工事など

小規模で簡易な工事……………簡易な道路舗装工事、簡易な道路改修工事など

4. 総合評価方式の適用区分

総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地等）や工事規模に応じて、いずれかの方式を選択します。

○ 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件せず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

○ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特別簡易型の評価項目のほかに、図面及び仕様書等に示した施工方法に基づいた簡易な施行計画をもって総合的に評価する方式です。

○ 標準型

技術的工夫の余地が大きい工事で、簡易型の評価項目のほか、安全対策、交通・環境への影響の軽減並びに工期の短縮等の技術提案をもって総合的に評価する方式です。

5. 実施の手続きフロー

別紙1 参照 (特別簡易型、簡易型、標準型)

6. 評価項目・評価基準

別紙2 参照 (特別簡易型、簡易型、標準型)

7. 学識経験者の意見の聴取

総合評価方式の実施にあたっては、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、学識経験者の意見を聴くことにしています。

また、地方自治法施行令においては、落札者決定基準や落札者を決定するときなどは、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされており、通常入札を行えばその時点で落札者が決定しますが、総合評価方式の場合は、落札者決定までに日時を要します。

※なお、本年2月14日公布、3月1日に施行された地方自治法施行令の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令において、総合評価一般競争入札を行う場合における学識経験者の意見聴取手続きを簡素化し、落札者の決定基準を定めるときに学識経験者に意見を聞くこととされました。

8. 苦情の処理

総合評価方式による入札及び契約の過程に際し、質問等がある場合は、経営室契約担当までお問い合わせください。

なお、不服(再苦情)等がある場合については、「中野区入札監視委員会」の審議に付すことにしています。

9. 施工計画、技術提案に関する秘密の保持

各企業から提出のあった施工計画書及び技術提案書は、提案等が各企業の知的財産であることから、提案内容に関する事項が他者に知られることが無いよう、その取扱いに十分注意します。

10. 評価結果の公表

入札及び契約手続きの透明性、公平性を確保するため、総合評価方式の評価項目及

び評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等でお知らせします。なお、落札者が決定し、契約完了後、速やかに落札結果についても公表することとしています。

(1) 公表の内容

① 手続き開始時期

入札公告、指名通知等で次の事項をお知らせします・

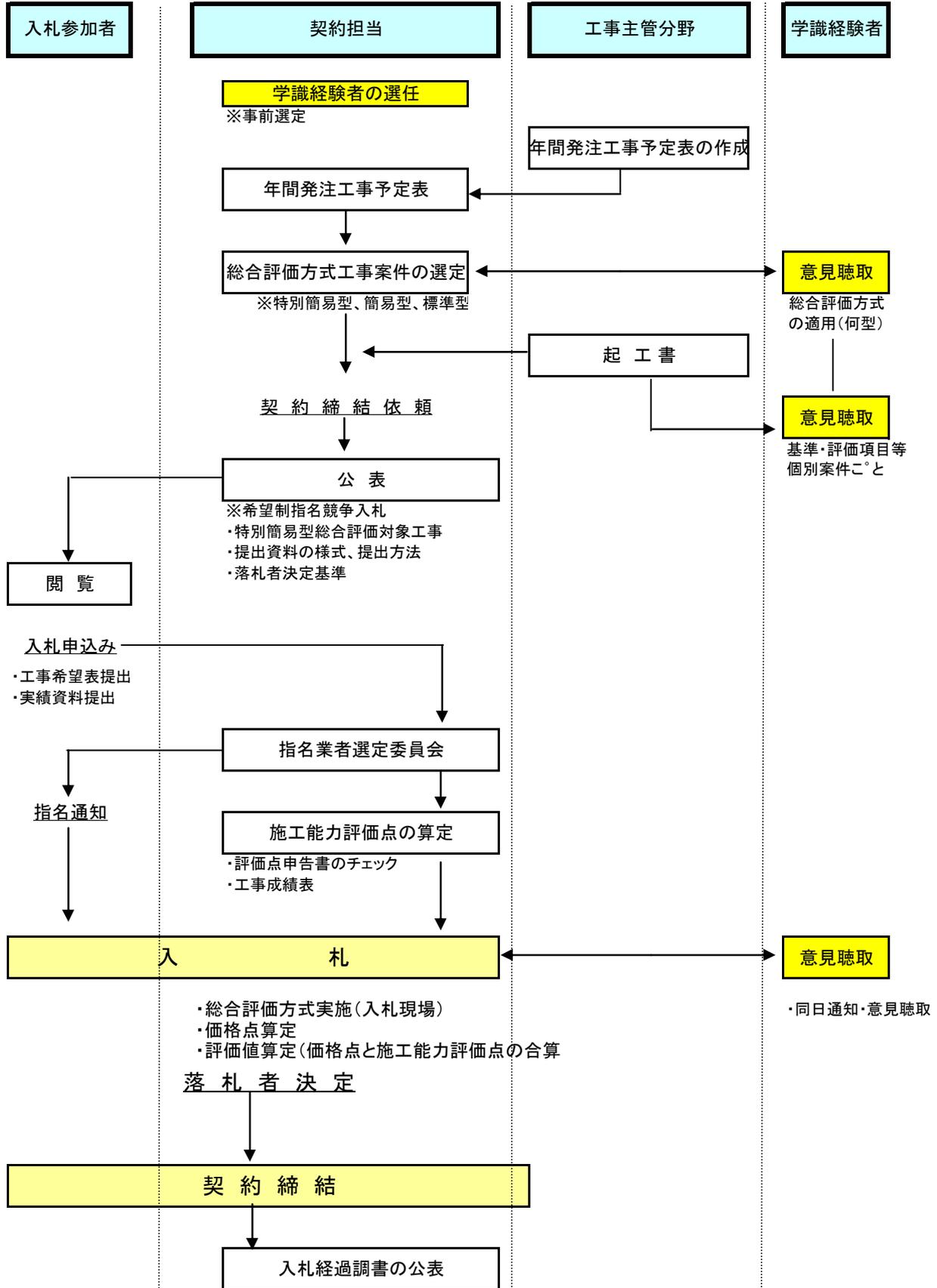
- ・ 総合評価方式の適用の旨
- ・ 評価項目及び評価基準
- ・ 落札者の決定方法

② 落札者決定後

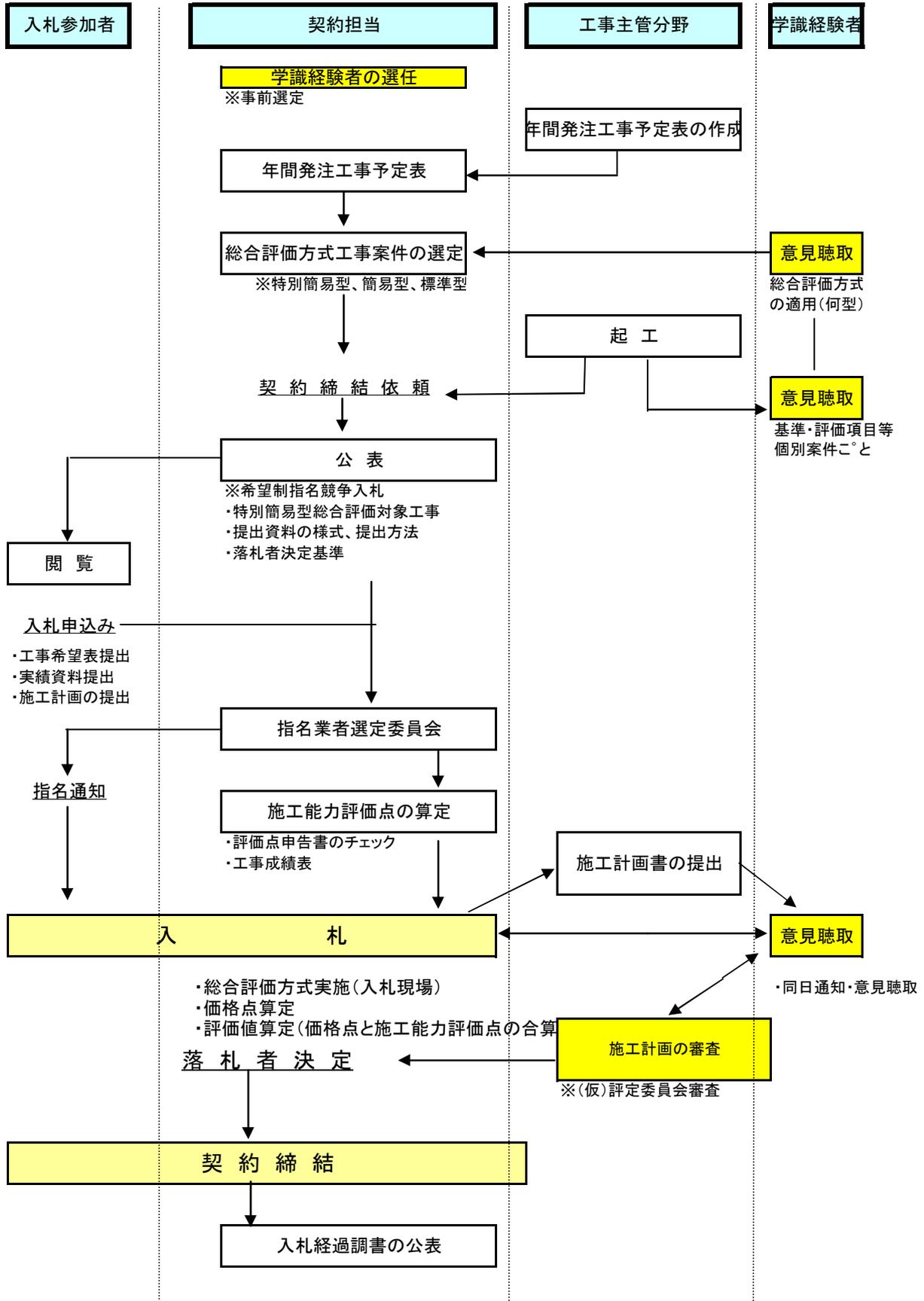
落札者を決定した場合、区のホームページ、共同運営で次の事項を公表します。

- ・ 業者名
- ・ 各業者の入札価格
- ・ 各業者の評価値

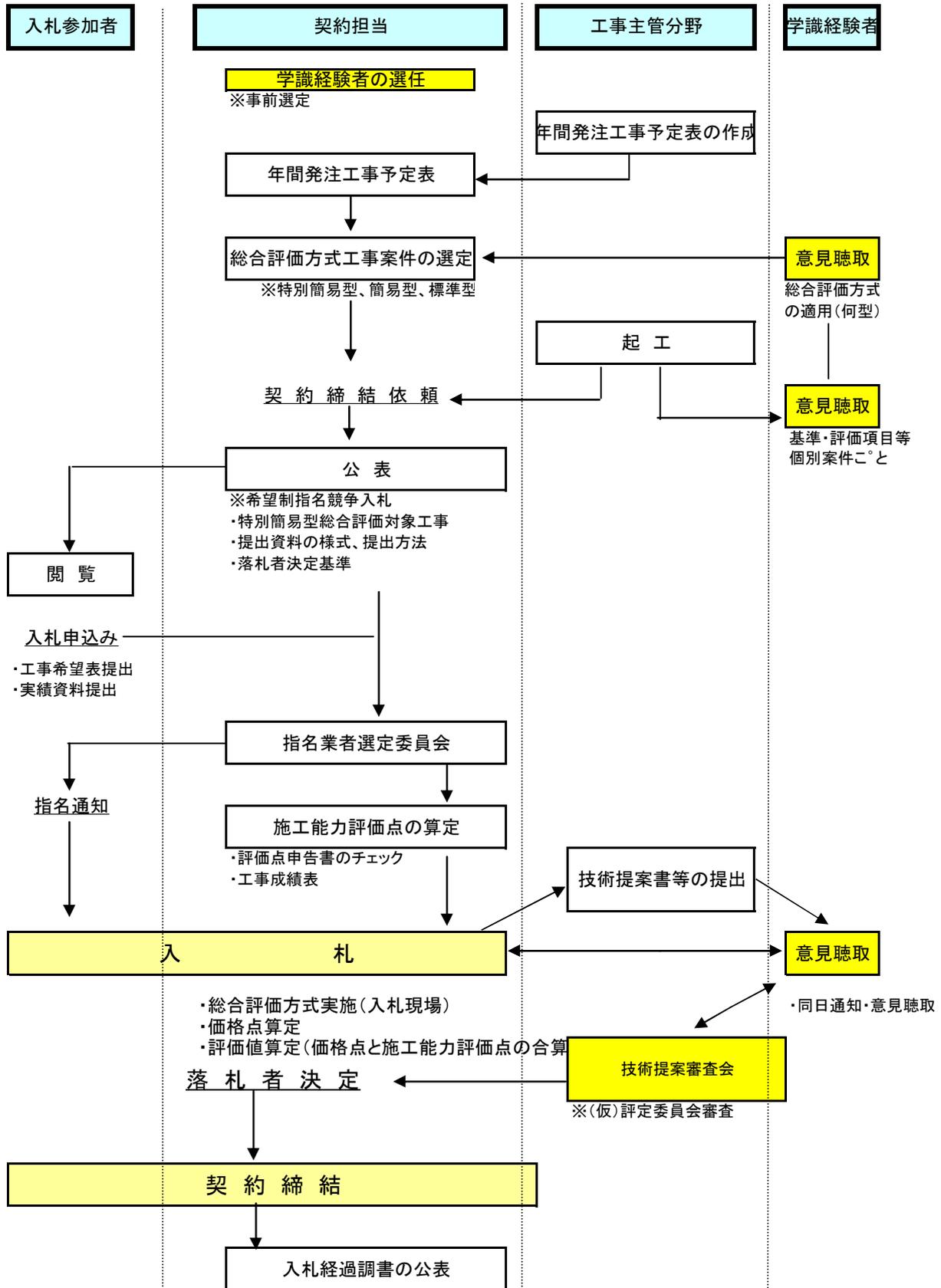
総合評価方式の実施の手続きフロー
 総合評価方式[特別簡易型]の手続フロー(案)



総合評価方式[簡易型]の手続フロー(案)



総合評価方式[標準型]の手続フロー(案)



総合評価方式評価基準〔特別簡易型〕(案)

2008. 3. 12/契約担当

| | | | | | | | |
|------------|--------------------------------|---|---|-----------------------------|----|---|---|
| 企業の技術力 | 企業の施工能力 | 同種工事の施工実績 | 過去3年間の同種工事の施工実績 | 国・都・区等の公共機関での実績有り | 2 | 2 | |
| | | | | その他の実績有り | 0 | | |
| | ISOマネジメントの取組み エコアクション21の取組み | ISO9000のシリーズ取得 ISO14000のシリーズ取得 エコアクション21の取得 | ISO9000、14000シリーズどちかかとエコアクション21の両方を取得している | 2 | 2 | | |
| | | | ISO9000、14000シリーズかエコアクション21のどちらかを取得している | 1 | | | |
| | | | どちらも取得なし | 0 | | | |
| | 配置予定技術者の能力 | 配置予定技術者の保有資格 | 配置予定技術者が保有する資格 | 1級技術者 | 2 | 2 | |
| | | | | 2級技術者 | 1 | | |
| | | | | その他の技術者 | 0 | | |
| | | 配置予定技術者の同種工事等の施工実績(工事成績点がある場合は成績平均点とする) | 配置予定技術者の同会社での勤務経験(3年以上) | 同種工事における配置技術者の過去3年間の工事成績平均点 | 有り | 2 | 2 |
| | | | | | なし | 0 | |
| 65点以上 | | | | | 2 | | |
| 61点～64点 | 1 | | | | | | |
| | | | 60点以下 | 0 | | | |
| 企業の信頼性・社会性 | 地域・社会貢献 | 営業拠点の所在地 | 営業拠点 区内における本支店の所在の有無 | 区内に本店有り | 2 | 2 | |
| | | | | 区内に支店有り | 1 | | |
| | | | | 区内に本店・支店なし | 0 | | |
| | | 災害協定に基づく活動 | 地域社会への貢献 災害協定の有無 | 地元自治体と災害協定有り | 1 | 1 | |
| | | | | 地元自治体と災害協定無し | 0 | | |
| | | 障害者の雇用状況 | 雇用期間1年以上の者を対象 ※法定雇用率1.8%換算 □法定義務のある企業(従業員56名以上) | 法定義務のある企業 法定雇用率以上の雇用有り | 2 | 2 | |
| | 法定義務の無い企業 雇用有り | | | 1 | | | |
| | 法定義務のある企業 雇用有(法定雇用率以下の雇用) | | | 1 | | | |
| | | | | 雇用無し | 0 | | |
| | 高齢者の雇用状況 | 雇用期間1年以上の者を対象 | 雇用有り | 1 | 1 | | |
| 雇用無し | | | 0 | | | | |
| 男女共同参画の状況 | 育児・介護休業制度の有無 ※就業規則への記載 | あり | 1 | 1 | | | |
| | | なし | 0 | | | | |
| | | | | 合計点 | 20 | | |

□工事成績表

| | 評価内容 | 評価基準 | 配点 |
|-----------------|---------------------------|---------|----|
| 企業の 施工 能力 | 工事成績評点 の平均点 (過去2年間) | 54点以下 | -5 |
| | | 55点~56点 | -3 |
| | | 57点~59点 | -2 |
| | | 60点 | 0 |
| | | 61点~63点 | 2 |
| | | 64点~66点 | 3 |
| | | 67点~69点 | 4 |
| | | 70点以上 | 5 |

総合評価方式評価基準〔簡易型〕(案)

2008.3.12

| | | | | | | |
|---|---------------------------|--------------------------------|---|---|--------------|---|
| 企業の技術力 | 企業の施工能力 | 同種工事の施工実績 | 過去3年間の同種工事の施工実績 | 国・都・区等の公共機関での実績有り | 2 | 2 |
| | | | | その他の実績有り | 0 | |
| | | 工事成績 | 過去3年間の工事成績評定点の平均点(平成18年度以降直近3件の平均点) | 別表のとおり | -5 ~ 5 | 5 |
| | | ISOマネジメントの取組み エコアクション21の取組み | ISO9000のシリーズ取得 ISO14000のシリーズ取得 エコアクション21の取得 | ISO9000、14000シリーズどちらかかエコアクション21の両方を取得している | 2 | 2 |
| | | | | ISO9000、14000シリーズかエコアクション21のどちらかを取得している | 1 | |
| | どちらも取得なし | 0 | | | | |
| | 施工計画書 | 施工計画に係る所見 | 別表のとおり | 0~8 | 8 | |
| | 配置予定技術者の能力 | 配置予定技術者の保有資格 | 配置予定技術者が保有する資格 | 1級技術者 | 2 | 2 |
| | | | | 2級技術者 | 1 | |
| | | | | その他の技術者 | 0 | |
| 配置予定技術者の同種工事等の施工実績(工事成績点がある場合は成績平均点とする) | | 配置予定技術者の同会社での勤務経験(3年以上) | 有り | 2 | 2 | |
| | | | なし | 0 | | |
| | | 同種工事における配置技術者の過去3年間の工事成績平均点 | 65点以上 | 2 | | |
| | | | 61点~64点 | 1 | | |
| 60点以下 | 0 | | | | | |
| 企業の信頼性・社会性 | 地域・社会貢献 | 営業拠点の所在地 | 営業拠点 区内における本支店の所在の有無 | 区内に本店有り | 2 | 2 |
| | | | | 区内に支店有り | 1 | |
| | | | | 区内に本店・支店なし | 0 | |
| | | 災害協定に基づく活動 | 地域社会への貢献 災害協定の有無 | 地元自治体と災害協定有り | 1 | 1 |
| | | | | 地元自治体と災害協定無し | 0 | |
| | | 障害者の雇用状況 | 雇用期間1年以上の者を対象 ※法定雇用率1.8%換算 □法定義務のある企業(従業員56名以上) | 法定義務のある企業 | 法定雇用率以上の雇用有り | 2 |
| | 法定義務の無い企業 | | | 雇用有り | | |
| | 法定義務のある企業 | | | 雇用有(法定雇用率以下の雇用) | 1 | |
| | 雇用無し | | | 0 | | |
| | 高齢者の雇用状況 | 雇用期間1年以上の者を対象 | 雇用有り | 1 | 1 | |
| 雇用無し | | | 0 | | | |
| 男女共同参画の状況 | 育児・介護休業制度の有無 ※就業規則への記載 | あり | 1 | 1 | | |
| | | なし | 0 | | | |
| | | | | 合計点 | 28 | |

□ 施工計画の所見に関する審査基準

| 施工計画に係る所見 | 施工計画評価点 | | | | |
|------------------------|---------|----|----|-----|-------------|
| | 優良 | 良い | 普通 | 評価点 | 配点 |
| 工程管理(手順、工程期間、技術的な提案)所見 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 ~ 8 |
| 材料の品質管理、出来高監理に係る技術所見 | 2 | 1 | 0 | 2 | |
| 施工時の関係機関や近隣住民調整に関する事項 | 2 | 1 | 0 | 2 | |
| その他、施工上の配慮(施設利用者対応など) | 2 | 1 | 0 | 2 | |

□ 施工計画の所見に関する評価項目・基準

| 評価項目 | 評価基準ポイント | 評価 |
|------------------------|--|-----|
| 工程監理に係わる技術所見 | <input type="checkbox"/> 工事の手順が適切である | 0~2 |
| | <input type="checkbox"/> 下請業者の安全管理の対策が適切である | |
| | <input type="checkbox"/> 工程管理に工夫がある | |
| | <input type="checkbox"/> 各工種が適切な施工期間になっている | |
| | <input type="checkbox"/> 材料置場等の管理が適切である | |
| | <input type="checkbox"/> 現地の環境条件(地形、地質、地域特性等)を踏まえたものになっている | |
| 材料の品質管理、出来高監理に係わる技術的所見 | <input type="checkbox"/> 適切な品質管理方法が記載されている | 0~2 |
| | <input type="checkbox"/> 適切な出来高管理方法が記載されている | |
| 施工時の関係機関や近隣住民調整に関する事項 | <input type="checkbox"/> 調整を必要とする機関、対象が抽出されている | 0~2 |
| | <input type="checkbox"/> 調整の手順が明確になっている | |
| | <input type="checkbox"/> 施設利用者、近隣住民等に対する配慮が適切に記載されている | |
| | <input type="checkbox"/> 環境負荷軽減対策に関する工夫が記載されている | 0~2 |
| | <input type="checkbox"/> その他必要事項 | |

□ 工事成績表

| | 評価内容 | 評価基準 | 配点 |
|-----------------|---------------------------|---------|----|
| 企業の 施工 能力 | 工事成績評点 の平均点 (過去2年間) | 54点以下 | -5 |
| | | 55点~56点 | -3 |
| | | 57点~59点 | -2 |
| | | 60点 | 0 |
| | | 61点~63点 | 2 |
| | | 64点~66点 | 3 |
| | | 67点~69点 | 4 |
| | | 70点以上 | 5 |

総合評価方式評価基準〔標準型〕(案)

2008.3.12

| | | | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|---------------------------------|--------------|---|
| 企業の技術力 | 企業の施工能力 | 同種工事の施工実績 | 過去3年間の同種工事の施工実績 | 国・都・区等の公共機関での実績有り | 2 | 2 |
| | | | | その他の実績有り | 0 | |
| | | 工事成績 | 過去3年間の工事成績評定点の平均点(平成18年度以降直近3件の平均点) | 別表のとおり | -5 ~ 5 | 5 |
| | | ISOマネジメントの取組み エコアクション21の取組み | ISO9000のシリーズ取得 ISO14000のシリーズ取得 エコアクション21の取得 | ISOシリーズどちかかとエコアクション21の両方を取得している | 2 | 2 |
| | ISOシリーズかエコアクション21のどちらかを得ている | | | 1 | | |
| | どちらも取得なし | 0 | | | | |
| | 技術提案書 | 技術提案(施工計画書) | 別表のとおり | 0~20 | 20 | |
| | 配置予定技術者の能力 | 配置予定技術者の保有資格 | 配置予定技術者が保有する資格 | 1級技術者 | 2 | 2 |
| | | | | 2級技術者 | 1 | |
| | | | | その他の技術者 | 0 | |
| 配置予定技術者の同種工事等の施工実績(工事成績点がある場合は成績平均点とする) | | 配置予定技術者の同会社での勤務経験(3年以上) | 有り | 2 | 2 | |
| | | | なし | 0 | | |
| | | | 同種工事における配置技術者の過去3年間の工事成績平均点 | 65点以上 | | 2 |
| 61点~64点 | 1 | | | | | |
| 60点以下 | 0 | | | | | |
| 企業の信頼性・社会性 | 地域・社会貢献 | 営業拠点の所在地 | 営業拠点 区内における本支店の所在の有無 | 区内に本店有り | 2 | 2 |
| | | | | 区内に支店有り | 1 | |
| | | | | 区内に本店・支店なし | 0 | |
| | 災害協定に基づく活動 | 地域社会への貢献 災害協定の有無 | 地元自治体と災害協定有り | 1 | 1 | |
| | | | 地元自治体と災害協定無し | 0 | | |
| | 障害者の雇用状況 | 雇用期間1年以上の者を対象 ※法定雇用率1.8%換算 □法定義務のある企業(従業員56名以上) | 法定義務のある企業 | 法定雇用率以上の雇用有り | 2 | 2 |
| | | | 法定義務の無い企業 | 雇用有り | | |
| | | | 法定義務のある企業 | 雇用有(法定雇用率以下の雇用) | 1 | |
| | | | 雇用無し | 0 | | |
| | 高齢者の雇用状況 | 雇用期間1年以上の者を対象 | 雇用有り | 1 | 1 | |
| 雇用無し | | | 0 | | | |
| 男女共同参画の状況 | 育児・介護休業制度の有無 ※就業規則への記載 | あり | 1 | 1 | | |
| | | なし | 0 | | | |
| 合計点 | | | | | 40 | |

□技術提案評価点

| | 評価項目詳細 | 様式 | 記入方法 | 添付資料 | 評価基準 | 配点 |
|-------------|--|------------|--|------------|--|----|
| 技術提案 | 標準型における技術提案は、工事内容により、求める技術提案の範囲が大きく異なりますので、案件ごとに設定します。 | 工事毎に作成します。 | ○技術提案の概要 ○技術提案の利用条件 | 工事毎に作成します。 | | 15 |
| 技術提案に係る施工計画 | 施工の確実性・安全性、目的物の品質管理 | | 技術提案の施工の確実性・安全性、目的物の品質確保について、現場の状況を踏まえて、その対策及び技術的所見を記入して下さい。 | | 技術提案の施工の確実性・安全性・目的物の品質確保に対して、現場条件を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されている。 | 3 |
| | | | | | 技術提案の施工の確実性・安全性・目的物の品質確保に対して適切である。 | 2 |
| | | | | | 不適切でないが、一般的な事項のみの記載になっている。 | 0 |

□工事成績表

| | 評価内容 | 評価基準 | 配点 |
|---------|-----------------------|---------|----|
| 企業の施工能力 | 工事成績評点の平均点 (過去2年間) | 54点以下 | -5 |
| | | 55点～56点 | -3 |
| | | 57点～59点 | -2 |
| | | 60点 | 0 |
| | | 61点～63点 | 2 |
| | | 64点～66点 | 3 |
| | | 67点～69点 | 4 |
| | | 70点以上 | 5 |

CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用方針案

1. CM方式の概要

発注者（区）の補助者・代行者であるコンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ、発注者側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、法令順守などの各種マネジメント業務の全部または一部を行うもの。

2. CM事業者の選定方式

一般的には、プロポーザル方式により、事業者募集を行い、選定過程の透明性・公平性を確保するため、選定委員会を設置し、審査基準を定めて選定する。

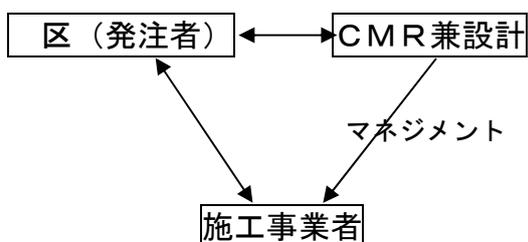
3. CM業務の対価の構成

$\text{CM業務の対価} = \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{間接経費} + \text{特別経費} + \text{利益}$ （通常は、間接経費に計上）

4. CM方式の形態

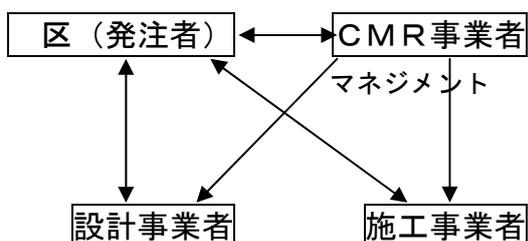
(1) 設計発注、施工管理型

CM事業者は、調査・基本計画作成、基本設計・実施設計発注後、工事費積算、施工仕様書の作成、工事の施工管理を委託する型



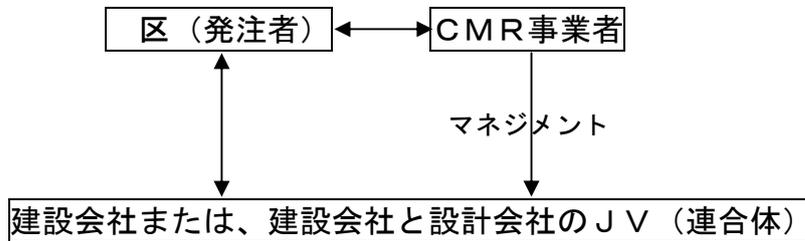
(2) 設計施工分離発注、施工管理型

設計、施工は分離発注し、CM事業者は、調査・基本計画、設計発注仕様書・見積を行い、納品された各設計図書の審査を行う。実施設計後は、工事の仕様書作成、工事費を積算し、工事の施工管理を委託する型



(3) 設計施工一括発注、施工管理型

設計段階から建設工事会社のノウハウを活用した方が効果的な工事において、発注者の工事経験が少ない場合に有効な設計施工一括発注方式。CM事業者は、調査・基本計画、設計発注仕様書・見積を行い、納品された各設計図書の審査を行う。実施設計後は、工事の仕様書作成、工事費を積算し、工事の施工管理を委託する型



5. 執行体制案

(1) 建築物の所管分野にCMRを活用する場合

建築物の所管部または分野に、CMRを導入する場合は、設計・工事所管分野から担当技術職員を兼務させ、CMRの支援を受け、基本計画策定、地質調査、測量、設計仕様書策定、基本設計・実施設計、工事費積算、施工管理・監督を行う。

(2) 工事所管分野にCMRを活用する場合

工事所管分野が、建築物の所管部または分野から、CMRの導入や設計、工事費の執行委任を受け、工事所管分野がCMRの支援を受け、基本計画策定、地質調査、測量、設計仕様書策定、基本設計・実施設計、工事費積算、施工管理・監督を行う。

中野区小規模事業者登録制度の概要について

2008.3.12/経営室契約担当

1. 実施目的

中野区が発注する小規模工事等（修理・修繕）及び物品買入、委託契約等のうち「小額で内容が軽易な契約」を希望する小規模事業者の方に登録してもらい、積極的に区の仕事の受注機会を提供し、区内の経済活性化を図ることを目的とする。

2. 対象となる契約

- (1) 小規模工事等（修理・修繕）の請負、物品の買入れ及び委託等に係る契約で、履行の確認が容易な契約とする。
- (2) 中野区契約事務規則（昭和39年4月1日中野区規則第23号）第38条に既定する随意契約によることができるとする範囲内の契約とする。
 - ・ 予定価格80万円以下の物品の買入れ及び製造請負に関する契約
 - ・ 予定価格40万円以下の動産の賃貸借契約
 - ・ 予定価格50万円以下の委託契約
 - ・ 予定価格50万円以下の工事請負契約（ただし、営繕に関する事務、道路に関する事務及び公園に関する事務をつかさどる部長並びに教育委員会次長にあっては、130万円以下）
 - ・ 予定価格50万円以下の修繕に関する契約

3. 登録の要件

- ① 区内に本社の法人登記がある事業者であること。または、区内に商号登記または住民登録もしくは外国人登録がある個人事業者
- ② 常時使用する従事者の数がおおむね20人以下であること。
（※中小企業基本法第2条第5項）
- ③ 破産者及び被成年後見人、被保佐人並びに被補助人でないこと。
- ④ 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける中野区の競争入札参加者名簿に登録していないこと。
- ⑤ 免許、許可等を営業要件とする業種については、当該許可等を受けていること。
- ⑥ 国税及び地方税を2か年以上にわたり滞納していないこと。

4. 名簿登録の方法

登録は、「中野区小規模事業者登録申請書」に必要な書類を添付して、区長に提出する。必要な添付書類は次のとおり。

■法人事業者の場合

商業登記簿謄本、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税の領収書若しくは納税証明書の写し

■個人事業者の場合

商業登記簿謄本または、住民票若しくは外国人登録票、住民税、所得税、消費税及び地方消費税の領収書若しくは納税証明書の写し

5. 名簿の登載

申請書及び添付書類の内容を審査をし、適当と認めるときは、申請書の副本を交付し、小規模事業者登録名簿に登録します。

登録名簿を区の各所属に公開し、各所属で行う小規模な契約案件について、登録業者への積極的な発注依頼を行うように努めます。

ただし、この制度は、受注を保証するものではありません。

6. 制度の開始

平成20年4月から登録の受付を開始します。

制度の開始は、6月からを予定しています。

なお、名簿の有効期限は、2年間とします。

※今回の登録の有効期限は、平成22年9月31日までとします。

7. 申請の変更等

申請内容に変更等があった場合には、速やかに契約担当に届けます。

8. 入札方法

事業者との契約にあたっては、複数事業者での競争入札または見積合わせにより行います。

総合評価方式における評価項目等について

中野区入札・契約制度基本方針に伴う取組みの推進について(補足資料)

| 評価項目 | | 簡易型 | | 標準型 | 高度技術提案型 |
|-----------|---|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 特別簡易型 | 簡易型 [簡易な施工計画の提出必要] | | |
| 基本項目 | 企業の施工能力 (施工実績・工事成績・ISO) | ● | ● | ● | ● |
| | 配置技術者の能力 (施工実績・工事成績・保有資格) | ● | ● | ● | ● |
| | 企業の地域性・社会性 (所在地・災害協定・高齢者雇用・障害者雇用・男女共同参画) | ● | ● | ● | ● |
| | 簡易な施工計画 | | ●(土木工事と建築・設備工事別に作成) | ●[技術提案に係る施工計画] | ●[技術提案に係る施工計画] |
| 施工に係る技術提案 | | | | ●(案件ごとに定める) | |
| 高度な技術提案 | | | | | ●(案件ごとに定める) |
| 施工能力評価点 | | 20点 | 20点+施工計画点(8点)=28点 | 20点++技術提案点(20)点=40点 | 20点+施工計画点5+高度技術提案15点=40点 |
| 価格点 | | 価格評価点 90×〔1-〔入札価格/予定価格〕〕 | 価格評価点 90×〔1-〔入札価格/予定価格〕〕 | 価格評価点 90×〔1-〔入札価格/予定価格〕〕 | 価格評価点 90×〔1-〔入札価格/予定価格〕〕 |
| 総合評価点 | | 施工能力評価点20点(+施工計画8点)(+技術提案20点)+価格点 = 評価値の高い者が落札となる | | | |